

## 大田区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準

30 総経発第 11763 号  
平成 31 年 3 月 22 日  
改正令和 2 年 9 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、大田区工事請負契約書約款第 10 条第 3 項に規定する現場代理人の工事現場常駐義務の緩和要件のうち、現場代理人の他の工事との兼任（以下「兼任」という。）を認める場合の要件等について定めるものとする。

(兼任の要件)

第 2 条 発注者が兼任を認める工事は、当該兼任をする全ての工事が次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 発注者が大田区であること。
  - (2) 現場が大田区内であること。
  - (3) 契約金額が 3,000 万円未満であること。ただし、兼任を認めた後、契約金額が 3,000 万円以上となった場合は、この限りでない。
  - (4) 件数が 2 件まで（兼任をする工事の契約金額がいずれも 1,000 万円未満の場合は、3 件まで）であること。この場合において、現在従事中の工事は件数に含め、単価契約による工事及び緊急工事は兼任の対象外とすること。
- 2 発注者が兼任を認める現場代理人は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 大田区以外が発注する工事と兼任しておらず、今後もする見込みがないこと。
  - (2) いずれかの工事現場に常駐すること又は常駐していること。
  - (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
  - (4) 発注者又は監督員が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
  - (5) 安全管理その他現場の取締りに支障を生じさせないこと。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、発注者は、次のいずれかに該当する場合は、兼任を認めない。
- (1) 次条の現場代理人兼任届出書（別記様式）の提出がない場合
  - (2) 発注者が工事の内容及び時期、工事現場の状況、安全管理上の理由等により、兼任を認めることが適当でない判断した場合
  - (3) 前年度又は当該年度において、受注者の工事成績評定が 60 点未満又は不合格である場合

(兼任の手続)

第 3 条 発注者は、前条の要件を満たす工事及び当該工事の現場代理人（同条第 3 項に該当する場合を除く。）の受注者であって兼任を希望するものに対し、当該工事に係る契約の成立後、現場代理人兼任届出書を契約担当課に提出させるものとする。

(兼任の工事に関する措置)

第4条 発注者は、現場代理人兼任届出書に虚偽の記載があった場合、兼任をしたことにより現場施工体制に不備が生じた場合等は、必要に応じて兼任の解除を行う。

付 則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

2 この基準は、令和2年10月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。